

かべ新聞

第 130 号

2019 年
11 月 11 日

J R 東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

台風 15 号・19 号に伴う車両所の対応に関する申し入れ！

勤務、賃金、安全、指示命令など 多くの問題が明らかに！

分会は、組合員の意見と他労組組合員の声をまとめ、11 月 7 日地本を通じて幹鉄事に下記の申し入れを行いました！

I. 台風 15 号における問題点について

1. 東京交番検査車両所において、台風 15 号が接近した 9 月 9 日（月）の交番検査は、交番検査を施行する全 47 名の出面を揃えることができず（出社社員数が 48 名も、担務の関係でユニット B 担当が不足）、A 交の X61 編成についてユニット B 担当が一人 2 両持ち（通常業務では一人 1 両持ち）で交番検査を施行する結果となったということである。このことは所内誌「おおい」10 月号においても明らかにされている。

自然災害とはいえ、このような対応については問題があると認識するため、以下について明らかにすること。

- ① 安全最優先で考えるならば、必要要員が揃うまで施工せず待機すべきである。なぜ無理に施工させたのか会社の考えについて明らかにすること。
- ② マニュアルにもない 2 両持ちの交検施行について、いつ、誰が判断したのか明らかにすること。
- ③ 2 両持ちの交検を経験したことのない B 担当も多数いたが、安全上問題である。会社の認識について明らかにすること。
- ④ 1 日 2 編成または、1 編成しか施工できなかった場合は、運用調整日に施工するように運用調整すべきである。会社の認識について明らかにすること。
- ⑤ A 交で 2 両持ちの社員が、その後の P 交・E 交も担当した社員もいる。結果としてひとり 1 日 4 両を検査している。その疲労や負担から、集中力の欠如を招くおそれがあり、安全面や労災防止の観点からも問題である。会社の認識について明らかにすること。

2. 東交両の所内誌「おおい」10月号(所長の記事)には、『朝9時の始業点呼までに多くの社員が出社できなかった理由として、(中略)職場からの前泊懇憑が全員に行きわたらず、また遅い時間になったことなどから、各々が厳しい判断を迫られたこととします。その中、自主的な判断等により、計35名の方が前泊、4名の方が自己の判断で品川駅近辺にホテル泊され、当日を迎えられました』とも記載されている。このような現場長の認識には問題があるといえるため、以下について明らかにすること。

- ① 自己の判断でホテルに宿泊して出勤した社員の宿泊代は支払われたのかどうか明らかにすること。
- ② 『前泊懇憑』との表現であるが、管理者から言われれば『指示』と捉えるのが若手社員の現実である。会社は、そのような認識はあるのかどうか明らかにすること。
- ③ 更に、所内誌及び点呼での所長訓示では、『同じ交番検査を施行するSEK交検職場は、当日の朝8時30分の時点で所定の出面を揃えて交番検査を施行されています。JRの出面が揃わなかった事実、SEKの出面が揃った事実を比較した際、我々にはまだまだ改善・努力すべき点があります』と言っている。ここまで言われるとけっして『懇憑』とは受け取りえない。『懇憑』と表現しているのは詭弁であり「指示」と受け止めるのが社員の一般的な感覚である。このような「前泊」が当たり前で、「通勤災害」を認めないとの恫喝とも取れるような姿勢は改めること。

II. 台風19号における問題点について

1. 10月11日から13日にかけて発生した、各車両所における勤務変更は労基法第33条に基づくものか明らかにすること。
2. 通勤手段が計画運休等により「最善の手段で来てくれ」と言われ、通勤ルートを変更したことにより自己負担した経費について会社が全て負担したのか明らかにすること。
3. 修繕車両所において、12日の日勤と夜出の勤務者に対して「年休」として休ませたが、本来は「災害休暇」とであると認識するが、会社の見解について明らかにすること。
4. 仕業検査車両所において、12日の休日が急遽勤務変更になり、連続勤務となったというケースがある。また、中には職場に3泊した社員もいた。このような場合、疲労を軽減するためホテルを確保するなど最大限の配慮をするべきである。会社の認識について明らかにすること。
5. 12日の20時45分頃、第一検修庫・第二検修庫が架線停電となった。この停電の原因と対策について明らかにすること。
6. 通勤バスは今回初めて計画運休を行った。しかし、12日の日勤者が帰宅可能だった路線が運行していたにもかかわらず通勤バスが運休していたため帰宅できなかったというケースがあった。このような場合の対応について検討するべきである。会社の考えについて明らかにすること。
7. 社員食堂において、12日の夜に営業時間であるにもかかわらず、ご飯(白米)がなくなり、利用できなかったという事象があった。このことについて会社としての認識と今後の対策について明らかにすること。

以上